

# 建設工事における社会保険等未加入対策について

市発注の公共工事における「健康保険」、「厚生年金保険」及び「雇用保険」（以下「社会保険等」という。）の未加入対策として、「建設工事」の一般競争（指名競争）参加資格審査申請から社会保険等の加入を受付資格要件とします。このことから、以下の証する書類等で加入状況の確認を行います。

## 1 加入状況の確認

社会保険等の加入状況は、提出していただく「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審通知書」という。）の写しの記載（「その他の審査項目（社会性等）」欄によって確認します。

経審通知書において、「雇用保険加入」「健康保険加入」「厚生年金保険加入」に、1つでも、『無』の**標記がある場合**は、経営事項審査の審査基準日（＝決算日）現在で「**社会保険等未加入業者**」と判断します。

なお、経審通知書において、「その他の審査項目（社会性等）」欄が『無』になっている方で、経審通知書発行後に社会保険に加入し、保険料を納めている場合は、次の通知書等（写し）を提出してください。

### ●経審通知書発行後に保険料を納めている（加入している）場合

(1) 「健康保険」・「厚生年金保険」の場合は、①か②のいずれかを提出

- ① 「直近の標準報酬決定通知書」の写し
- ② 「直近月の保険料の納入に係る領収証書又は納入証明書」の写し

(2) 「雇用保険」の場合は、①か②のいずれかを提出

- ① 「直近の労働保険概算・確定保険料申告書及び申請時点で納期が到来した保険料の領収証書又は納入証明書」の写し
- ② 「直近の労働保険納入通知書及び申請時点で納期が到来した保険料の領収証書又は納入証明書」の写し

## 2 適用除外項目の取扱いについて

社会保険等の加入については、適用除外になるケースがありますが、その場合は**加入しているものと同様の取扱い**とします。

その場合は、経審通知書の記載（「その他の審査項目（社会性等）」欄には『**除外**』と表示されているのでご確認ください。